

三重県警察の通達の有効期間に関する訓令

令和3年4月1日

三重県警察本部訓令第8号

改正 令和5年2月17日三重県警察

本部訓令第1号

三重県警察の通達の有効期間に関する訓令を次のように定める。

三重県警察の通達の有効期間に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、三重県警察の通達（三重県警察における公文書の管理に関する訓令（令和3年三重県警察本部訓令第7号）第3条第8号に規定する通達をいう。以下同じ。）の有効期間について必要な事項を定めることにより、適正かつ能率的な業務運営に資することを目的とする。

(通達の有効期間)

第2条 通達には、有効期間を定めなければならない。ただし、次項第1号に掲げる通達については、有効期間を定めないことができる。

2 前項の有効期間は、次に掲げる通達の内容の区分に応じ、当該各号に掲げる期間の範囲内において、当該通達により示達する内容に照らして必要な最小限度の期間としなければならない。

(1) 法令、三重県条例等（三重県条例、三重県規則及び三重県告示並びに三重県公安委員会規則、三重県公安委員会規程及び三重県公安委員会告示をいう。以下同じ。）又は三重県警察本部訓令の解釈・運用を示す通達（有効期間を定めないものを除く。） 30年以下

(2) 業務運営に係る基本方針、要綱等を示す通達（次号に掲げるものを除く。） 5年以下

(3) 業務運営に係る基本方針、要綱等（1年以内の期間について定められたものに限る。）を示す通達 2年以下

(4) 特定の事案等を契機とする当面の業務運営上の留意事項等を示す通達 1年以下

3 前項の期間は、次に掲げる通達の区分に応じ、当該各号に定める日を起算日として計算するものとする。

(1) 次号に掲げる通達以外の通達 通達の発出日の属する年度の翌年度の4月1日

(2) 次のイ又はロに掲げる通達 通達の発出日

イ 通達の発出日から有効期間の満了する日までの期間が1年以内のもの

ロ 業務運営に係る基本方針、要綱等（1年以内の期間について定められたものに限る。）を示す通達（イに掲げるものを除く。）

（有効期間の審査）

第3条 警察本部長を発出者とする前条第3項第1号及び第2号（イを除く。）に掲げる通達を発出しようとするときは、その有効期間（有効期間を定めないことの可否を含む。）について、警務課長の審査を受けなければならない。

2 部長又は課長を発出者とする前条第3項第1号に掲げる通達を発出しようとするときは、その有効期間（有効期間を定めないことの可否を含む。）について、警務課長の審査を受けなければならない。

3 部長又は課長を発出者とする前条第3項第2号（イを除く。）に掲げる通達を発出しようとするときは、その有効期間について、当該通達の起案に係る課が属する部の庶務担当課長の審査を受けなければならない。

（補則）

第4条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の実施に関し必要な事項の細目は、総務課長が定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月17日三重県警察本部訓令第1号）

この訓令は、令和5年3月13日から施行する。